

児童相談システム導入業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、西原町が児童相談システムを導入するにあたり、最適なシステムを選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

児童相談システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「児童相談システム導入業務仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年2月28日まで

(4) 提案上限額

4,180,000円(税込)

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。

- (1) 沖縄県内に本社または支社を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (2) 本業務を履行することができる体制が整備されていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)第167条の4第1項(同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (5) 本町の入札参加資格を有しており、公示日の現在において、本町で指名停止の措置を受けていないものであること。

4 参加手続きのスケジュール

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 公示日 | 令和2年 9月28日(月) |
| (2) 質問締切日 | 令和2年10月 1日(木) |
| (3) 質問回答書の公表日 | 令和2年10月 5日(月) |
| (4) 参加意向申出書提出期限日 | 令和2年10月 8日(木) |
| (5) 提案書等提出期限日 | 令和2年10月14日(水) |
| (6) プレゼンテーション | 令和2年10月21日(水) |
| (7) 審査結果通知 | 令和2年10月23日(金) |

5 参加手続き

(1) 実施要領等の配布

配布開始日	令和2年9月28日(月)から
配布資料1	① 児童相談システム導入業務プロポーザル実施要領(本書) ② 児童相談システム導入業務仕様書 ③ プロポーザル参加意向申出書(様式第1号) ④ 提案書(様式第4号) ⑤ 質問書(様式第9号)
入手方法	西原町ホームページからダウンロードするものとする。

(2) 質問書の受付及び回答

受付期間	令和2年9月28日(月)から10月1日(木)17時まで
提出方法	質問書(様式第9号)によりFAXにて送信すること。 FAX098-945-6770(西原町福祉部 こども課)
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和2年10月5日(月)に西原町ホームページにおいて公表する。

(3) プロポーザル参加意向申出書等の受付

受付期間	令和2年9月28日(月)から10月8日(木)17時まで
提出先	〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1 西原町福祉部 こども課 子育て支援係
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、受付期間までに必着とする。
提出書類	① プロポーザル参加意向申出書(様式第1号)1部 ② 企業概要 1部 企業理念(経営方針)、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※ 必要事項の記載があればパンフレット等でも可

(4) 企画提案書類等の提出

提出期限	令和2年10月14日(水)17時まで
提出先	〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1 西原町福祉部 こども課 子育て支援係
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、受付期間までに必着とする。
提出書類	① 提案書(様式第4号)1部 ② 企画提案書 7部 ※次の事項について記載すること。 ・導入実績について ・実施体制について ・提案するシステム及び周辺機器について ・運用保守について ③ 積算見積書(様式は任意とする)

(5) 企画提案書プレゼンテーション

提出期限	令和2年10月21日(水) 14時(予定)
場所	〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1 西原町役場 3階 研修・閲覧室
説明時間	15分以内
質疑時間	10分以内
出席者	3人以内
その他	・ PowerPoint、スライド等を使用し、説明することを可能とする。 ・ プロジェクター等の使用に関しては企画提案書提出時に申し出てください。

6 優先交渉者の選定及び契約について

(1) 審査及び選定方法

町職員で構成するプロポーザル選定審査会を設置し、下記の項目について評価を行う。

(2) 審査項目

審査項目	評価事項
導入実績	類似業務の導入実績等により、目的に沿った成果が期待できるか。
実施体制	本業務を実施するにあたり適切に実施体制が確立されているか。
システム及び周辺機器	提案するシステムは、概要や利用イメージ、手順等がわかりやすいか。 また、周辺機器の数量等は適正か。
運用保守	次年度以降の運用保守の内容及び費用については適正か。
見積金額	適切な見積額であるか。

(3) 優先交渉権者の決定方法

審査会では、審査採点の合計が最も高い者を優先交渉者、2番目に高い者を次点とする。

(4) 審査結果

プロポーザル参加全事業者に対し結果を郵送する。なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとする。

(6) 契約交渉

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

7 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補としての決定を取り消すものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

- (2) 審査委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると町が判断したとき。
- (4) 著しく社会信用を失う行為等により、契約候補者としてふさわしくないと町が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

8 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、西原町はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料は無償とする。
- (3) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、西原町情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (4) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。

9 担当者・問い合わせ先

西原町福祉部 こども課 子育て支援係 富原
住所 〒903-0220 西原町字与那城 140 番地の1
TEL 098-945-5311 FAX 098-945-6770